

2021年12月16日以降の空路でのタイ入国手順

3つのカテゴリーに分類されます

カテゴリー	ステップ1 https://tp.consular.go.th/ 申請時必要書類 (渡航予定日の7日前までに ご登録下さい。)	ステップ2 チェックインカウンター での搭乗手続き時 提示する書類等	ステップ3 タイ到着後
<p>カテゴリー1 検疫隔離免除 (日本を含むタイ王国政府が定めた検疫隔離免除対象の63国・地域からご出発の方で、渡航日の14日前までに新型コロナウイルスワクチン接種を規定の回数終えている方)</p> <p>** 渡航日までの21日間以上日本を含む検疫隔離免除対象国・地域で滞在している方。 及び、タイ在住外国人で、日本へ渡航後タイに戻る場合も同様に検疫隔離免除となります。</p> <p>備考：</p> <p>タイ王国政府が定めた検疫隔離免除対象国・地域</p> <p>タイ入国に際し、タイ王国保健省により許可承認されたワクチン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国の公的機関・地方自治体により発行されたワクチン接種証明書（ワクチンパスポート） ●RT-PCR検査結果が判明するまで待機するためのSHA+もしくはAlternative Quarantine (AQ) ホテルの1泊分子予約確認書 ●5万USドル以上の治療補償がある医療保険証（タイ国籍者は必要ありません） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ステップ1の手続きにて発行された Thailand Pass QR Code ●渡航前72時間以内に発行されたRT-PCR検査による新型コロナウイルス非感染証明書（各航空会社の新型コロナウイルスRT-PCR検査要件が異なる場合がありますので、ご利用の航空会社に直接ご確認下さい。） 	<ul style="list-style-type: none"> ●あらかじめ予約したAQもしくはSHA+ホテルにて宿泊 ●タイ到着初日にRT-PCR検査を受けて頂き、後に滞在6～7日目（または症状がある時）に抗原検査（ATK）を受けて頂く必要があります。 ●初日のRT-PCR検査結果が判明するまでホテルにて待機し、新型コロナウイルス非感染が確認された場合のみ、ホテルの自室より外出が認められます。
<p>カテゴリー2 サンドボックス制度利用 (渡航日の14日前までに新型コロナウイルスワクチン接</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●サンドボックス対象エリア内SHA+ホテルの5泊分子予約確認書。また、SHA+ホテルは空港より5時間圏内の移動距離でなければなりません。（5泊以下ご宿泊の場合は、 	<p>カテゴリー1と同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●あらかじめ予約したSHA+ホテルにて宿泊 ●1回目のRT-PCR検査結果が出るまでSHA+ホテルにて

カテゴリー	ステップ1 https://tp.consular.go.th/ 申請時必要書類 (渡航予定日の7日前までに ご登録下さい。)	ステップ2 チェックインカウンター での搭乗手続き時 提示する書類等	ステップ3 タイ到着後
<p>種を規定の回数終えている方 / 出発国の制限なし)</p> <p>** サンドボックス対象エリアにて5日間滞在後、他県への移動が可能となります。</p> <p>備考: サンドボックス制度対象エリアはこちらよりご確認下さい。</p>	<p>タイ出国航空券を提出して頂く必要があります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 渡航前72時間以内に発行されたRT-PCR検査による新型コロナウイルス非感染証明書が必要になります。 ● 5万USドル以上の治療補償がある医療保険証(タイ国籍者は必要ありません) ● 2回の新型コロナウイルス検査を受検して頂く必要があります。 <p>1回目はタイ到着初日のRT-PCR検査、2回目は滞在4~5日目(または症状がある時)の抗原検査(ATK)となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サンドボックス対象エリアにて5日間滞在後、他県への移動が可能となります。 		<p>待機し、新型コロナウイルス非感染が確認された場合のみ、ホテルの自室より外出が認められます。(サンドボックス対象エリア内のみ移動可能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サンドボックス対象エリアにて少なくとも5日間の滞在が必要です。また、滞在期間中に実施した2回分のRT-PCR検査による新型コロナウイルス非感染証明書をお持ちの場合は、他県への移動が可能となります。
<p>カテゴリー3 5日間、10日間、もしくは14日間の検疫隔離措置 (5日間隔離; 新型コロナウイルスワクチン接種を規定の回数終えている方 10日間隔離; 新型コロナウイルスワクチン未接種、もしくは規定の回数終えていない方 14日間隔離; タイへ違法入国の方 / 出発国の制限なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● SHA+ / Alternative Quarantine (AQ) / Alternative Health Quarantine (AHQ) / Organizational Quarantine (OQ) / State Quarantine (SQ) の5泊、10泊、または14泊分予約確認書 ● 5万USドル以上の治療補償がある医療保険証(タイ国籍者は必要ありません) ● 定められた日数の隔離措置を終えた後、検疫隔離施設より外出が認められます。 	<p>カテゴリー1と同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ予約した検疫隔離施設にて宿泊 ● 2回のRT-PCR検査を受検して頂く必要があります。1回目はタイ到着日(0~1日目)、2回目は定められた隔離日数に応じて4~5日目、8~9日目、もしくは12~13日目 ● 隔離措置を終えた後、滞在期間中に実施した2回分のRT-PCR検査による新型コロナウイルス非感染証明書をお持ちの場合は、他のエリアへの移動が可能となります。

(注)

**宿泊施設 (AQ / SHA+) 予約確認書は、宿泊費等全額支払い済み (Fully paid のスタンプ等) が明記されたものをご提出頂く必要があります。

** 各航空会社の新型コロナウイルス RT-PCR 検査要件が異なる場合がありますので、ご利用の航空会社に直接ご確認下さい。

隔離措置施設 (AQ)

** 各隔離措置施設 (AQ) の情報についてはこちらよりご確認下さい。

<https://entrythailand.go.th>

** 現在 AQ 予約が可能な方法は以下の通りです

<https://www.agoda.com/quarantineth>

<https://asq.locanation.com/>

<https://asq.ascendtravel.com/>

SHA+ ホテル

** SHA+ホテル情報についてはこちらよりご確認頂き、ホテルに直接ご予約下さい。

<https://www.thailandsha.com/shalists>

** RT-PCR 検査を提供するクリニックの一部はこちらより確認できます。(LINK1、LINK2)

(RT-PCR 検査による新型コロナウイルス非感染証明書は英文が必要になります。また、RT-PCR を使用したことを明確にご記載下さい。)

お問い合わせがある場合はこちらまで

メール : econ.tyo@mfa.mail.go.th

電話 : 090-7805-8899
